

地域共生型の地熱利活用に向けた温泉法の 個々の論点について

＜論点1＞大規模な地熱開発における井戸毎の管理から地熱貯留層
管理への転換

＜論点2＞地熱貯留層外縁からの離隔距離について

＜論点3＞科学的知見を踏まえた「順応的管理」の仕組み

＜論点1＞大規模な地熱開発における井戸毎の管理から 地熱貯留層管理への転換

【論点1－（1）】

大規模な地熱開発における井戸毎の管理から地熱貯留層管理へ
転換※することで、同一事業者による同一地熱貯留層における個
別の掘削に係る離隔距離規制と本数制限を撤廃できないか。

※ 地熱開発事業者の調査結果から得られた地熱構造モデルと地熱流動流
体モデル、これを用いた数値シミュレーションモデルを用いて、開発対
象地域の地熱貯留層の範囲と持続可能な熱水利用量を明らかにし、これ
に基づいて事業区域と発電量を明記した全体計画を策定の上、計画に基
づき事業を実施。

＜論点1＞大規模な地熱開発における井戸毎の管理から 地熱貯留層管理への転換

【論点1－（2）】

「大規模な地熱開発」の定義をどのようにするか

【論点1－（3）】

地熱構造モデル、地熱流動流体モデル、数値シミュレーション
モデルによって、地熱貯留層の範囲の特定や開発の持続可能性は
評価可能か

<論点2>地熱貯留層外縁からの離隔距離について

【論点2－（1）】

地熱貯留層単位で包括的に管理を行うため、抗口や熱水採取点から離隔距離をとるのではなく、開発対象となる地熱貯留層の外縁を起点として考えることが適当ではないか

【論点2－（2）】

地熱開発同士や温泉との関係で、「十分な離隔距離」はどのように導き出せばよいか。縦の離隔距離（三次元）をどのように考えればよいか。

＜論点3＞科学的知見を踏まえた「順応的管理」の仕組み

【論点 3 – (1) 】

事業者による持続可能な地熱貯留層管理を担保するための、科学的知見を踏まえた「順応的管理」の仕組み（改正地球温暖化対策推進法における再エネの「促進区域」の活用含む）について

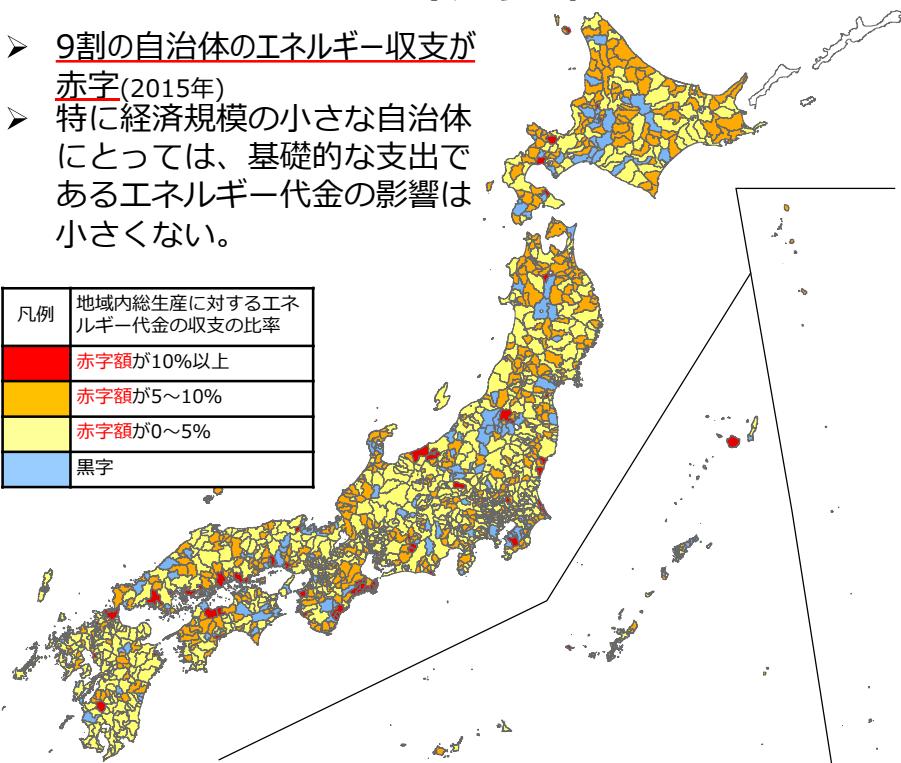
改正地球温暖化対策推進法（地域の脱炭素化の促進）の背景と 新たな仕組みの意義

- ゼロカーボンシティを含めた地方自治体における地域の脱炭素化のためには、**地域資源である再エネ**の活用が必要。その際、**地域経済の活性化や、災害に強い地域づくりなど、地域に裨益する再エネ事業**とすることが重要。一方、再エネ事業に対する**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**が課題。
- これを踏まえ、温対法に基づく**地方公共団体実行計画制度を拡充し、地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネを活用した「地域脱炭素化促進事業」を推進する**仕組みを創設。**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**地域の脱炭素化を促進する**。併せて、実行計画で定める再エネの利用促進等の施策について、適切な実施目標の設定を促進する。

市町村別のエネルギー収支

- 9割の自治体のエネルギー収支が**赤字**(2015年)
- 特に経済規模の小さな自治体にとって、基礎的な支出であるエネルギー代金の影響は小さくない。

凡例	地域内総生産に対するエネルギー代金の収支の比率
赤字額が10%以上	
赤字額が5~10%	
赤字額が0~5%	
黒字	



出典：地域経済循環分析データベース2015(環境省)から作成

再エネ導入による地域経済へのメリット

例)

太陽光発電 (5,000kW※) 導入
※5kW/世帯としたときの1,000世帯分

地域住民・企業に**年間最大約1.8億円**
程度の経済波及効果※

同じだけの経済波及効果を地域
に生み出すためには…

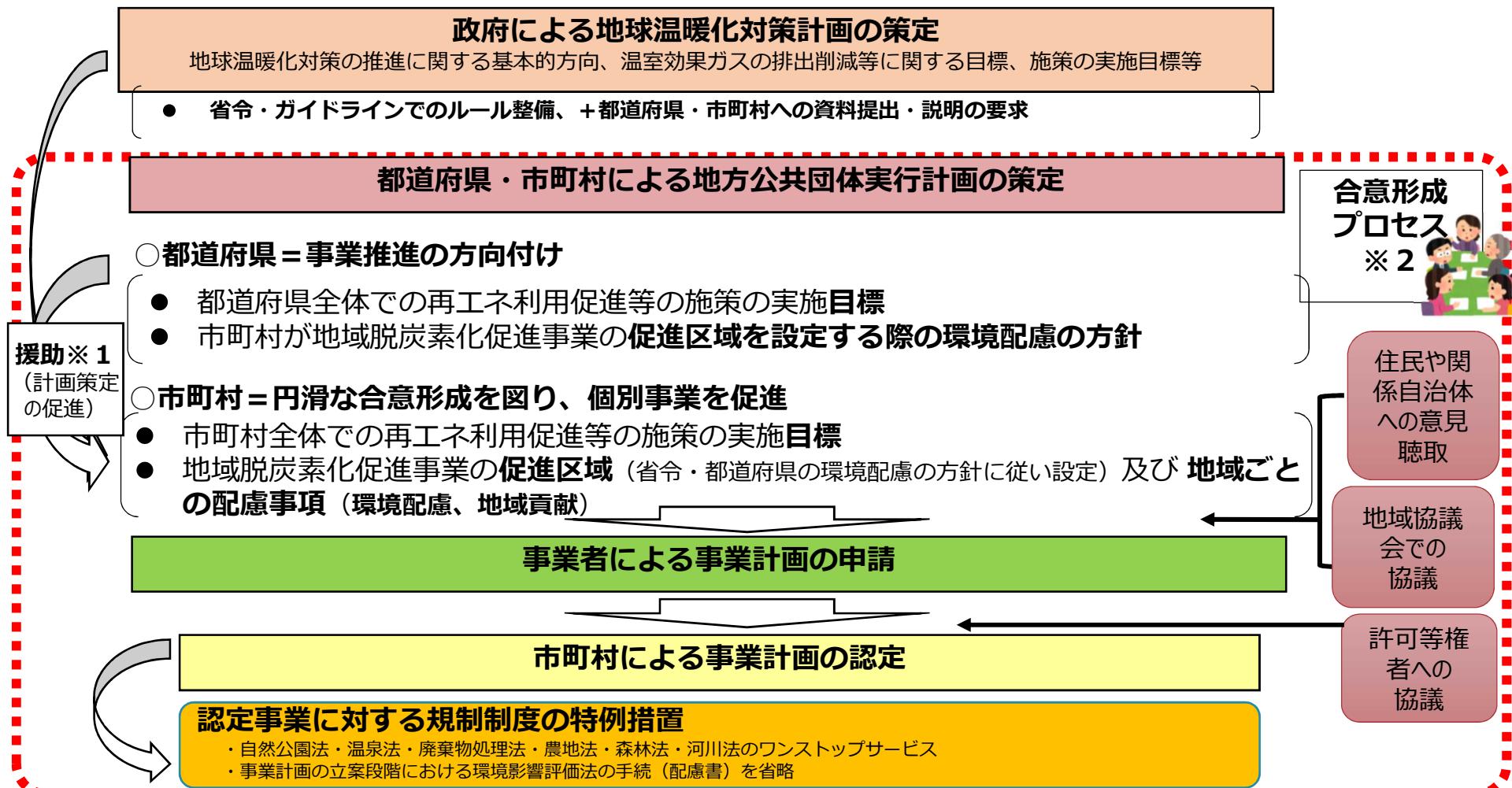
空き家対策なら**188人の移住者**※1、観光振
興なら**18,880人の観光客**※2の増加に相当。

※1 移住者の増加に伴う世帯支出（食料、公共サービスなど）の増加や建設業、
賃貸業への支出増など

※2 観光客の増加に伴う消費（宿泊、飲食など）の増加や公共交通の増加など

「令和2年度地域経済循環分析の発展推進委託業務」において、岩手県久慈市において原材料、資金、
雇用を全て地域内で調達するという仮定の下で、地域経済循環分析のデータベースを活用して、最終的に地
域に帰着する経済波及効果を試算したもの（現在、委託業務中のため数値変更の可能性があります。）

改正の内容 地域の脱炭素化の促進について（制度の全体像）



※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める（第22条の12）。

※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。

(参考) 地域脱炭素化促進事業計画・認定制度の活用によって期待される効果（全体概要）

